

学校いじめ防止基本方針

令和 7 年度版

川口市立高等学校

(定時制の課程)

目 次

はじめに	1
第 1 いじめの未然防止のための取組	1
第 2 いじめ早期発見への取組	2
第 3 いじめの早期解決への取組	2
第 4 いじめ問題に向けての校内組織	3
第 5 いじめ防止対策推進法第 28 条における「重大事態」の対応について	3
第 6 インターネットを通じて行われるいじめ対策	5
第 7 年間行事予定	5

はじめに

川口市立高等学校は、「未来を創る しなやかでたくましい人材の育成」という教育目標の実現に向け、教職員一丸となって教育活動に取り組んでいる。本校の目指す人材とは、生命や人権を尊重する心をもつとともに、差別やいじめを許さないという正義感あふれる人材である。この目的を達成するため、本校はあらゆる教育機会を通じて、生徒の豊かな人間性と人権感覚を涵養することに努めている。

いじめは、他人の内面を深く傷つける、極めて卑劣な行為であり、本校の理念とは全く相容れないものである。ここに、本校においては、いじめは絶対に許さないことを再確認するとともに、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、生徒が安心して学校生活を送れるようにするため、この方針を策定する。

【参考】

「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第1 いじめの未然防止のための取組

本校定時制の課程では、定時制の課程の全職員がいじめ問題に無関係でいる生徒はいないとの認識のもと、いじめの未然防止を図るため、以下の取組みを計画的、継続的に実施していく。

- (1) 担任は、ホームルーム活動等を通じて、命の大切さを指導する。
- (2) 全職員は、授業、学校行事、部活動等の教育活動を通じて、人権意識の高揚を図る。
- (3) 生徒指導部は、全校集会や年次集会等を通じて、いじめは絶対に許さないというメッセージを送る。
- (4) 在り方生き方教育を通して、人権意識を啓発する講演会や映像視聴を行う。
- (5) 生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないように情報モラルの徹底を図る。

第2 いじめの早期発見への取組

本校では、いじめを早期発見するため、全職員が協力して、以下の取組を実施する。

- (1) 生徒を対象とした「いじめアンケート」を実施する。
- (2) 保護者を対象とした「いじめアンケート」を実施する。
- (3) あらゆる教育活動を通じて、生徒のささいな変化（からかいや「ひやかし」など）に気づき、生徒の現状を全職員で情報共有する。
- (4) 二者面談や、保護者を交えた三者面談を実施して、正確な事実関係の把握に努める。

第3 いじめの早期解決への取組

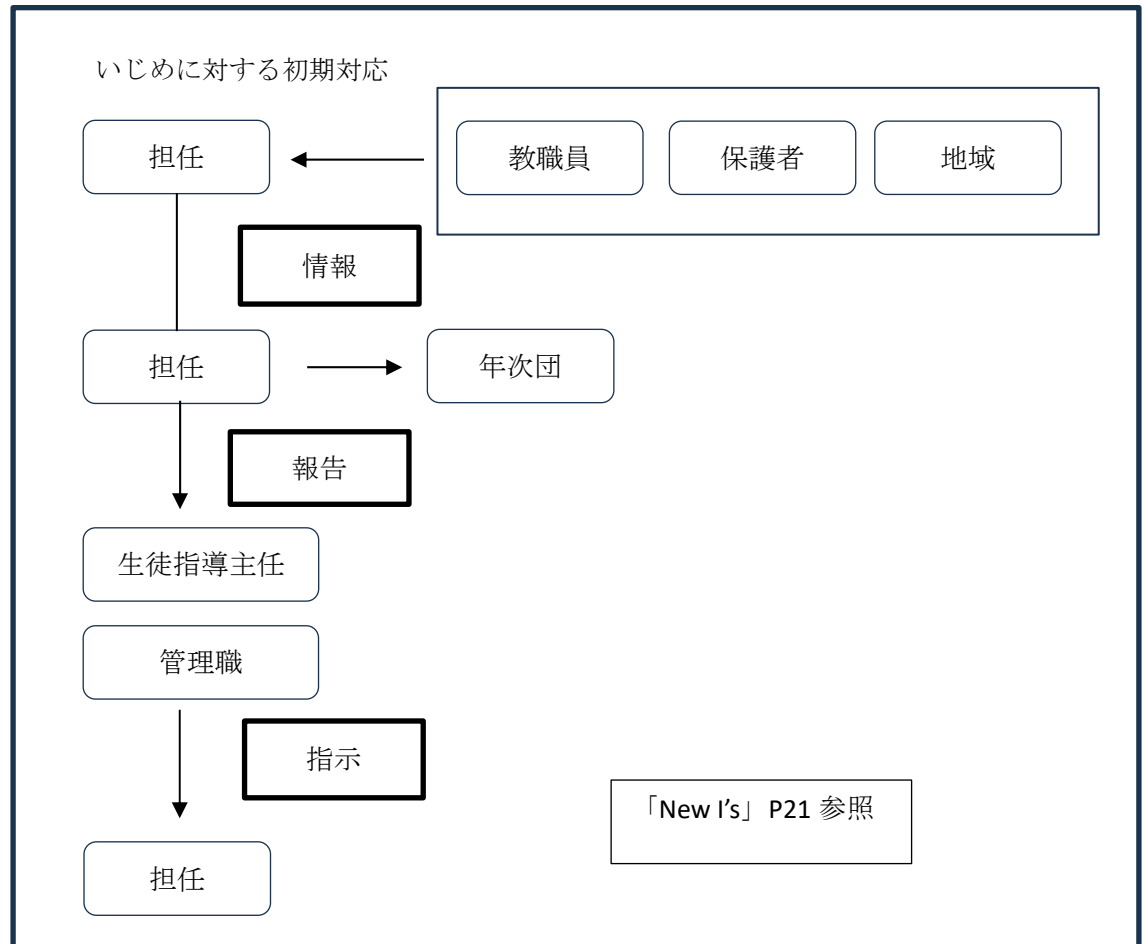
本校定時制の課程では、いじめ事案が発生した場合、生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、全職員が協力して以下の取組を実践していく。

- (1) いじめ問題を発見した時は、躊躇なく速やかに管理職に報告する。
- (2) 担任、当該年次団、生徒指導部は、速やかにいじめ解決のための措置に着手するとともに、家庭との連携を図り、学校の取組についての情報を速やかに家庭に伝え今後の指導や防止に活かす。
- (3) 本校定時制の課程では、いじめに係る相談等において他校の生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。
- (4) 本校では、法 23 条第 2 項に基づき、いじめに対する措置の結果を川口市教育委員会へ速やかに報告する。

第4 いじめ問題に向けての校内組織

本校では、管理職の指示のもと、生徒指導部及び当該年次団が中心になって、いじめの防止やいじめ問題解決に向けて、以下の取組みを実施する。

- (1) 各分掌・委員会を調整し、いじめ未然防止のための計画の策定と推進に当たる。
- (2) いじめ未然防止のため、家庭や地域、関係機関との密接な連携を図る。



第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

本校では、いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」が発生した場合、全職員が一丸となって、以下の対応を迅速に行う。

- (1) 調査を実施し、得られた情報は、生徒及びその保護者に提供するとともに、川口市教育委員会に報告する。
- (2) 調査にあたっては、公平性・中立性を確保する観点から生徒指導部を中心に行う。
- (3) 必要に応じて、川口市教育委員会やその他の外部機関とも連携を図る。
- (4) 再発防止のため、生徒指導体制の点検を行うとともに、年間計画の見直しを行う。
- (5) いじめの被害生徒のため、補講計画を立案し、学習面のサポートを実施する。

【参考】

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

【重大事態の意味】

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、第一項の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。（「生命新進財産重大事態」）

第二項の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査を着手する。（「不登校重大事態」）

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

本校定時制の課程では、インターネット上のいじめについても、生徒が被害者にも加害者にもならないよう情報モラルの徹底を図る。

- (1) 授業を活用して、インターネット上の問題について学ばせる。
- (2) 入学説明会において、入学許可候補者及びその保護者を対象に、本校定時制の課程における携帯端末機使用に関する指導方針を説明し、併せてインターネット利用の危険性と利用マナーについての意識啓発を行う。
- (3) 非行防止教室や人権講演会等において、ネットいじめをテーマに取り上げ、啓発活動に努める。
- (4) 全校集会や学年集会等を通じて、ネットマナーの向上と人権意識の高揚を喚起する。

第7 年間行事予定

4 月	・ 1 年次オリエンテーション… いじめ防止教育、インターネット利用の注意点 ・ 二者面談の実施
5 月	・ 「川口市立高等学校基本方針」の策定
6 月	・ 暴力防止教室の実施 ・ 第1回生徒対象、保護者対象いじめアンケート調査
9 月	・ 人権講演会の実施
10 月	・ 職員研修の実施
11 月	・ 薬物乱用防止教室の実施 ・ 授業改善に関わる研究授業
12 月	・ 第2回いじめアンケート調査
1 月	・ 在り方生き方教育の実施【明日をめざして」等の活用)
3 月	・ 入学説明会… いじめ防止、携帯端末機器等の利用上の注意点について ・ 第3回いじめアンケート調査